

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		屋外広告物等の許可の期間の更新承認
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 1 2 条 第 3 項
所 管 部 課		都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 : 048-840-6178)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の要件のすべてを満たしていること。 (1) 条例第9条の禁止広告物でないこと (2) 施行規則第7条の許可の基準に適合していること。 (3) 上端の高さが地上から4メートルを超える広告物にあっては、条例第18条第2項に規定する管理者を設置していること。 (4) 許可を受けないで変更、改造していないこと。(ただし、広告物又は広告物を掲出する物件の面積及び形状並びに主たる表示内容を変更しないものは除く。)
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 22 年 1 0 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 5 日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		